

筑波大名誉教授

土本 武司さん



つちもと・たけし 60年4月  
検事任官。東京地検を振り出し  
に同高検、最高検査事を務めた。  
東京都出身、75歳。

# 討論

札幌弁護士会  
犯罪被害者支援委員長

山田 廣さん



やまだ・ひろし 京都地検検事などを経て85年に弁護士登録。元札幌弁護士会副会長。札幌市出身。62歳。

## 検察審査会による強制起訴

裁判員制度と同様に司法に民意を反映させるため、検察官が独占していた起訴の権限に市民の判断を関与させるようにした今回の制度改正は画期的な制度だと思います。

改正検察審査会法に基づき、検審の議決によつて、強制的な起訴が可能となりました。起訴にもとより、市民感覚が反映されます。刑事裁判は、社会秩序の維持だけでなく、犯罪被害者の権利を回復するためもあります。昨年、裁判員裁判制度が始まりましたが、捜査段階から公判まで、民意が反映されやすくなり、犯罪被害者支援という意味で

訴訟の権限を独占して  
いた検察側には、一定の  
制約がかかります。今後、  
検察側は事件処分を決め  
た際、被害者や遺族によ  
り詳しい説明をすべきで  
す。被害者は、詳しいこ  
とを知られないまま処  
分されるのが不満なので  
す。説明を受ければ、た  
くさんあることにもつなが  
り、検審への申し立ては  
な説明を重ねていけば、  
刑事司法全体への信頼が  
高まることにもつなが  
るかもしません。

ともえ処分が不起訴であつ  
ても検察の捜査に納得  
し、不満が解消されるこ  
ともあるでしょう。

検察が被害者への丁寧

## 権利の行使 厳格さ必要

**権利の行使 厳格さ必要**

副署長の過失まで認定で  
きるのかという点です。監督する責任があり、状況次第で警備の応援指示を出す必要があります。

しかし事故現場の最高責任者で警視級の元地域官から十分な報告がなかつたとされ、状況変化を認めた本件は業務上過失致死傷罪の公訴時効の5年を過ぎていますが、検審は過失の競合はあっても共犯は認めません。共犯には犯罪行為その要件には犯罪行為を識できない署幹部に適切な対応を求めるのは酷です。仮に元副署長の過失を認めたとして、次の疑問点は共犯の扱いです。

元副署長は起訴されるため元副署長を起訴できるとしました。

同で行う意思連絡が必要ですが、過失にそんな立思連絡などあるはずがないからです。共犯と認定できない以上、時効が成立しているとみるほかありません。検審の議決文は「先例がない以上、判断に迷う」と述べながら共犯関係を認めた根拠を示さず、元副署長の無責任な態度を糾弾するのが裁判の務めと言わんばかりで、恣意的な印象がぬ

民意を裁判に反映させ  
る仕組みを導入する以  
上、有罪とすべきを無罪  
にし、無罪とすべきを有  
罪としてしまう可能性は  
今後高まるでしょう。専  
門家はもちろん国民がそ  
の現実を受け入れる姿勢  
も求められると思いま  
す。

一方で、検察が2度不<sup>1</sup>起訴した事件を強制的に起訴するわけですか  
ら、新証拠がなければ無罪になる可能性もあります。検察官の職務を行う指定弁護士が、補充捜査で証拠を集めるのは困難な面もあります。指定弁護士に対し、検察庁の部屋を貸与したり、必要な事務官を手伝わせるなど、検察側の協力が不可欠です。会員の少ない地(報道本部 田口博久)

方の弁護士会にとっても大きな問題です。また、市民感覚が前面に出過ぎるあまり、「事実を明らかにしたいからとにかく裁判に被告を引つ張り出せばいい」となっては本末転倒。証拠をそろえ、合理的疑いを差し挟む余地のない立証をする—という刑事裁判の原則は変わりません。

方の弁護士会にとっては、指定弁護士の人繰りも大きな問題です。また、市民感覚が前面に出過ぎるあまり、「事実を明らかにしたいからとにかく裁判に被告を引っこ張り出せばいい」となっては本末転倒。証拠をそろえ、合理的疑いを差し挟む余地のない立証をする——という刑事裁判の原則は変わりません。